

必ずお読みください

令和8年度介護保険料通知書(仮徴収)^{かりちようしゅう}を受け取られたみなさまへ

仮徴収とは

当年度の介護保険料は、6月に決定される当年度の市民税課税状況等(昨年1年間の所得にかかるもの)により7月に本算定し、決定されます。仮徴収とは、本算定までの期間(4月~6月)について、昨年度用いた基準を適用して、保険料を仮に決定し、徴収するものです。

介護保険料の納付方法

とくべつちようしゅう <small>ねんきんてんび</small> 特別徴収(年金天引き)	ふつうちようしゅう <small>のうふしょ こうざふりかえ</small> 普通徴収(納付書または口座振替)
<p>基本的には特別徴収の方法で納めていただきます。</p> <p>○年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に合わせて、介護保険料を年金から天引きします(年6回)。</p> <p>○年金が年額18万円未満の方については、特別徴収は行われません。</p> <p>○納付方法は、法令等により定められており、被保険者が選択することはできません。</p> <p>○特別徴収と普通徴収が併用となる場合もあります。それぞれの納付額は通知書をご確認ください。</p>	<p>特別徴収ができない方については、普通徴収により納めていただきます。</p> <p>○納付書が同封されている方は、金融機関の窓口やコンビニ、スマートフォン決済などで介護保険料をお支払いいただきます。</p> <p>○毎月月末が納期限です。納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。</p> <p>○納期限を過ぎた保険料をコンビニ、スマートフォン決済で納付することはできません。</p> <p>○納付書が同封されていない場合は、口座振替もしくは生活保護費から保険料を直接徴収します。</p> <p>○スマートフォン決済での納付について、詳しくは泉南市のホームページに掲載しています。(市ウェブサイト→くらし・手続き→税金→納付→市の税金・料金がスマホアプリで納付できます。)</p>

7月の本算定について

7月にみなさまの当年度の市民税課税状況等(昨年1年間の所得にかかるもの)を確認し、あらためて本算定を行い、決定します。これにより生じた保険料額の変更につきましては、7月以降、翌年3月までの間にお支払いいただく保険料の額で調整します。7月に送付する納入通知書をご確認ください。

年金天引きはいつから?

すでに年金を受給されている方は原則年金天引きとなりますが、65歳になってから一定期間に該当する方や、他市町村から転入された方については、ただちに特別徴収(年金天引き)は始まりません。年金天引きが始まるまで、長い場合で1年ほどかかります。それまでは普通徴収となります。

介護保険料を滞納すると…

督促手数料80円のほかに、滞納額、滞納した期間に応じて、規定の延滞金が加算されます。また、介護保険料を1年以上滞納すると、介護サービスを利用するときに制約を受ける場合があります。保険料の納付にお困りの方(生活保護に準ずる状況にある方)や、風水害等による罹災で保険料の納付が困難な方を対象に介護保険料の減免制度がありますので、ご相談ください。

便利な口座振替をご利用ください

納め忘れがなく便利な口座振替をおすすめします。申込書をご希望の方は市役所までご連絡ください。申し込みは各金融機関の窓口にてお手続きいただけます。なお、口座振替された額は、通帳の記帳等でご確認ください。

また、手続きの行き違いにより重複納付となった場合は、後日還付手続きの書類を送付します。

令和8年4月から6月の介護保険料

かりざんていよう ぜんねんどきじゆん
(仮算定用:前年度基準)

(令和6年4月1日改定)

だんかい 段階	りょうりつ 料率	ねんがく えん 年額(円)	たい しょう しゃ 対 象 者
だい だんかい 第1段階	きじゆんがく 基準額 × 0.285	21,375	せいかつほごじゆきゆうしゃ ひと 生活保護受給者の人 ろうれいふくしねんきんじゆきゆうしゃ せたいぜんいん しみんぜいひかぜい ひと 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 せたいぜんいん しみんぜいひかぜい ほんにん ぜんねん こうてき かぜい ねんきん 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金 しゆうにゆうがく ごうけいしよとくきんがく ごうけい まん せんえん い か ひと 収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の人
第2段階	基準額 × 0.40	30,000	せたいぜんいん しみんぜいひかぜい ほんにん ぜんねん こうてき かぜい ねんきん 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金 しゆうにゆうがく ごうけいしよとくきんがく ごうけい まん せんえん こ まんえん 収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超え120万円 い か ひと 以下の人
第3段階	基準額 × 0.685	51,375	せたいぜんいん しみんぜいひかぜい ほんにん ぜんねん こうてき かぜい ねんきん 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金 しゆうにゆうがく ごうけいしよとくきんがく ごうけい まんえん こ ひと 収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階	基準額 × 0.85	63,750	ほんにん しみんぜいひかぜい ほんにん ぜんねん こうてき かぜい ねんきんしゆうにゆうがく 本人が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金収入額 ごうけいしよとくきんがく ごうけい まん せんえん い か ひと と合計所得金額の合計が80万9千円以下の人
第5段階	基準額 × 1.00	基準額 75,000	ほんにん しみんぜいひかぜい ほんにん ぜんねん こうてき かぜい ねんきんしゆうにゆうがく 本人が市民税非課税で、本人の前年の公的(課税)年金収入額 ごうけいしよとくきんがく ごうけい まん せんえん こ ひと と合計所得金額の合計が80万9千円を超える人
第6段階	基準額 × 1.20	90,000	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんみまん ひと 80万円未満の人
第7段階	基準額 × 1.30	97,500	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんいじょう まんえんみまん ひと 80万円以上120万円未満の人
第8段階	基準額 × 1.40	105,000	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんいじょう まんえんみまん ひと 120万円以上210万円未満の人
第9段階	基準額 × 1.60	120,000	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんいじょう まんえんみまん ひと 210万円以上320万円未満の人
第10段階	基準額 × 1.80	135,000	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんいじょう まんえんみまん ひと 320万円以上450万円未満の人
第11段階	基準額 × 2.00	150,000	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんいじょう まんえんみまん ひと 450万円以上600万円未満の人
第12段階	基準額 × 2.30	172,500	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんいじょう まんえんみまん ひと 600万円以上800万円未満の人
第13段階	基準額 × 2.80	210,000	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんいじょう まんえんみまん ひと 800万円以上1,000万円未満の人
第14段階	基準額 × 3.30	247,500	ほんにん しみんぜいかぜい ぜんねん ごうけいしよとくきんがく 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が まんえんいじょう ひと 1,000万円以上の人